



横山 英幸 殿

2023年12月22日

障害のある児童生徒に対する小中学校への「通学支援制度」の創設を求める緊急要求書

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議

この間、大阪市教育委員会では、障害のある児童生徒の小中学校への通学支援について、2004年度から車いす利用、歩行困難等で自力通学ができない児童生徒に対する「通学タクシー事業」を実施し、そのことをもって市教委は障害児の通学を支援してきたと言うが、この事業はそもそも「雨の日等に限って利用できるもの」であり、かつ、「保護者がタクシーに同乗すること」が条件とされているため、「保護者が疾病等のため同乗できない時には使えない」など、非常に限定的で使いにくい制度でしかない。

障害児の障害状況によって通学の付き添い支援が必要であっても、保護者等の疾病・障害・就労、他の家族の状況等によっては付き添うことが困難な場合があり、そうした場合において、本人の「教育を受ける権利」を守るためにどのような支援策を打つかは、当然、市教委が責任をもって検討・解決すべき課題である。しかし、今なお、保護者の就業時間の都合で朝、学校に送って行った時に、学校側から教員の勤務時間に合わせて遅く来るよう言われるなど、学校・教委が自らの課題として捉えようとし、ひどい対応が続いている。「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を掲げながらも、そのように本人の「教育を受ける権利」を自らしっかりと守ろうともしない市教委・学校側の姿勢をこそ、まず直ちに改めるべきである。

一方、障害福祉制度では、障害児も利用できる移動支援事業（ガイドヘルプ）があるが、厚労省では通学の支援は「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため、利用できないこととされている。大阪市福祉局では、障害児の通学は保護者や学校側による対応を基本としつつも、保護者が入院や継続して通院する場合等に限っては、「緊急避難的な対応」として1カ月以内での利用を可能としているが、これはあくまでも、保護者の疾病等により障害児が学校に通えないという事態に決して陥らないようにするための一時的・緊急的な対応であり、そもそも日常的な通学での利用など想定されていないものである。しかし、市教委がいつまでもたっても支援策を実施しないため、福祉局ではやむなく移動支援の緊急避難的な対応を延長、継続するしかない状態となっている。

また移動支援は、他の障害福祉サービスとは違って裁量的経費の枠で実施されているため、国の財源保障が十分ではなく、障害児の移動支援の毎月の支給時間数は「小学1年～4年まで月12時間、小学5年～18才未満まで月24時間以内」であるなど、非常に少ない。そのため障害児が通学で移動支援を利用すれば、本来の目的である「社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出」では使えなくなる。学齢期に障害児が保護者以外の人と一緒に外出し、余暇活動等を通じて社会参加の経験の幅を広げていくことは、その後の自立生活の実現に向けて極めて重要な権利保障であるにも関わらず、市教委が自ら通学支援事業を実施しないことによって、結果的にそうした「当然の権利」をも侵害している事実を直視すべきである。

ここ数年来、我々障大連では、教育行政サイドでの通学支援事業の実施を求め、大阪府では2021年度から、市町村が小中学校への通学支援事業を行う場合、半額を補助する「通学支援補助制度」が設けられたが、それ以降も、市教委は府からは通学タクシー事業で補助を受けるだけで、ガイドヘルパーを活用した通学支援事業の実施については検討しようとさえしない姿勢に終始してきた。

更には、今年12月の障大連との協議において、市教委が「他都市では、教育ではなく福祉サービスとしてガイドヘルパー等人的支援の活用を実施している状況であり、現行の制度や、他都市の状況を引き続き注視しながら…」と回答するなど、まさに「福祉で対応しておけ」と言わんばかりのひどい回答をしたことは、決して容認することはできない。

しかもこの回答は、移動支援を所管する障がい支援課とも何ら事前に相談することもなく、市教委が勝手に書いたものであり、部局間の信頼関係をもないがしろにするものであるとともに、保護者側の事由で本人が教育を受けられなくなることを避けるために、福祉局がやむなく実施している制度にあぐらをかくなど言語道断である。

以上のことから、12月協議での市教委の回答を直ちに撤回し、この問題の責任部署である市教委の管理職（課長級）の出席、ならびに福祉局も同席の上、改めて来年1月末までに再協議を実施し、以下の要求項目について回答し直すことを強く求める次第である。

<要求項目>

1. 保護者等の疾病・障害・就労、家族状況等の事由により、障害のある児童生徒が通学できない場合、「教育を受ける権利」が決して侵害されることのないよう、「通学のための支援策」を講じる主体的な責任は、市教委・学校側にあることをまず確認すること。
2. 市教委として大阪府の通学支援補助制度を活用し、ガイドヘルパーなど保護者等以外の支援者が、徒歩によって小中学校等と自宅間の往復の付き添い支援を行う「通学支援事業」を、2024年度当初から必ず創設、実施すること。
3. また、その通学支援事業の実施に向けては、障害児の移動支援を行う介護事業所が、ガイドヘルパーを活用して通学の付き添い支援を行えるよう、福祉局ならびに我々と相談・協議を重ね、使いやすい制度と仕組みを整えること。